

答申第103号
平成18年7月7日

神戸市長
矢田立郎様

神戸市情報公開審査会
会長 佐伯彰洋

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成16年2月9日付神み経総第253号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- 「 ポートアイランド沖（空港島）14年度売却分（9,845,660千円）の土地売却原価計算書（見積書、試算書など）
ポートアイランド沖土地造成の全体の原価計算書（見積書など）
ポートアイランド2期の土地造成の全体の原価計算書（見積書など）
新都市整備事業の14年度末の未成土地（296,985百万円）の内容のわかるもの」
に係る公文書を保有していないことによる非公開決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

「 ポートアイランド沖（空港島）の14年度売却分（9,845,660千円）の土地売却原価計算書（見積書、試算書など）
ポートアイランド沖土地造成の全体の原価計算書（見積書など）
ポートアイランド2期の土地造成の全体の原価計算書（見積書など）
新都市整備事業の14年度末の貸借対照表の借方の（略）未成土地（296,985百万円）の内容のわかるもの」
の請求について、実施機関が請求の趣旨に該当する公文書を保有していないとして非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、以下の公開請求を行った。

「 ポートアイランド沖（空港島）の14年度売却分（9,845,660千円）の土地売却原価計算書（見積書、試算書など）
ポートアイランド沖土地造成の全体の原価計算書（見積書など）
ポートアイランド2期の土地造成の全体の原価計算書（見積書など）
ポートアイランド沖土地造成の14年度末までの実績事業費
ポートアイランド2期の土地造成の14年度末までの実績事業費
新都市整備事業の14年度末の貸借対照表の借方の土地（1,190百万円）、完成土地（7,996百万円）、未成土地（296,985百万円）の内容のわかるもの
港湾事業会計の14年度末の貸借対照表の借方の「土地」「構築物」「建設仮勘定」「長期貸付金」「基金」の内容のわかるもの
港湾事業会計の貸借対照表の「退職給与引当金」の計算基準のわかるもの」

(2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対して、

- ア 昭和61年度～平成7年度 神戸市開発事業会計決算参考書
- イ 平成8年度～平成14年度 神戸市新都市整備事業会計決算参考書
- ウ 昭和61年度～平成14年度 神戸市港湾事業会計決算参考書
- エ 有形固定資産 無形固定資産
- オ 完成土地
- カ 土地台帳
- キ 固定資産台帳（構築物）
- ク 建設仮勘定明細表
- ケ 平成14年度末長期貸付金
- コ 平成14年度末基金

を特定し、請求文書、 、 、及び請求文書 のうち未成土地の内容のわかるもの並びに

請求文書 は、公文書を保有していないことによる非公開とする決定（以下「本件決定」という。）を行い、その余を公開とする決定を行った。

(3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、不存在とされた文書の公開を求める異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

なお、申立人は、本件決定のうち請求文書 の不存在決定については、これを争わないとしている。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 16 年 1 月 26 日付の異議申立書（以下「申立書」という。）平成 16 年 3 月 23 日付の意見書及び平成 17 年 9 月 12 日における意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件公文書を保有していないことによる非公開決定を取り消すとの決定を求める。但し、請求文書の第 8 項目の「退職給与引当金」については異議申立てはしない。

決算書には各年度の売却土地の原価が記載されているのに、その計算資料がないという意味が分からない。土地売却原価は予定原価率より出したのなら、予定原価率の推算過程の文書を公開すべきである。予定原価率は、予定原価と予定土地売却収益の比率ではないか。申立人は、予定原価を出さなければ予定原価率は出ないと考える。14 年度のポートアイランド沖の予定原価率は 100%で、ポートアイランド 2 期は 96%となっている。

空港島の埋立事業費は 2,780 億円（18 年度までの金利含む）ポートアイランド 2 期事業費は 5,200 億円（金利不明）と説明している。その埋立費用の全額または一部を土地売却で賄うのだから、それも原価率まで見込んでいるのだから、原価の計算資料が何もないとは考えられない。特に、空港島は土地売却費で事業費を賄うと言っている。また、添付資料には空港島は平成 22 年度までに 3,030 億円で売却処分の計画であるから、予定原価率を 100%としているのなら、原価を 3,030 億円と見積もった文書があるはずだ。

原価とは埋立事業費となるものだから、ポートアイランド沖、ポーアイ 2 期の総事業費のうち、埋立関連分を示せばよい。ポーアイ沖の場合、埋立、護岸、道路、連絡道路、緑地などで 2,420 億円とパンフレットに記してある。だから、その見積もり資料を公開すればよい。ポーアイ 2 期の総事業費は約 5,200 億円（平成 11 年度主要施策より）とされている。積算された 5,200 億円のうち岸壁などを除いた売却土地関連部分を公開すればよい。

未成土地（2,970 億円）の内容が不明とは考えられない。平成 5 年度の神戸市公営企業会計決算書 138 頁には、開発事業ごとの未成土地資産を載せている。帳簿上 2,970 億円の巨額な土地が、現物のどの土地の評価に当たるのかという文書がないとはありえない。過去には、事業別に分けて公表していた。15 年度の決算審査意見書に「土地造成勘定（未成土地）の中には年賦土地売却及び関連事業収入がある。」と記しているように、未成土地の内容が分離できることを示している。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 16 年 3 月 5 日付の非公開理由説明書、平成 17 年 8 月 30 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

新都市整備事業会計は、企業会計原則及び地方公営企業法に基づき、経理事務を行っている。

原価計算書について、新都市整備事業は、長期にわたる大規模な事業であり、造成及び売却が完了するまで相当の期間を要する。造成土地の最終原価を算定するためには、造成工事の完了を待たなければならないが、土地売却が終了し、事業が完了する際に極端な損益が計上されるとともに、その時点まで経営成績を公表できないこととなる。

しかし、年度ごとの期間損益計算を行うことが望ましいことから、損益が適時に認識されるよう新都市整備事業会計では、予定原価方式を採用している。予定原価方式は、各事業年度に実現した土地売却収益に対応させる土地売却原価を予定原価率によって算出する方法（土地売却収益×予定原価率＝土地売却原価）であり、一般に認められている方式である。

申立人のいう「ポートアイランド沖（空港島）の 14 年度売却分（9,845,660 千円）の土地売却原価計算書（見積書、試算書など）」は、前述のとおり土地売却収益から土地売却原価を算出しているため、存在していない。

次に、申立人のいう「全体の原価計算書」については、計画は既に公表しているが、全体の原価計算書といわれる文書を作成していないため、不存在と決定している。また、年度毎の土地売却原価は、前述のとおり予定原価方式を採用しているため、「全体の原価計算書」から算出しているものではない。

未成土地勘定とは、地方公営企業の土地造成事業では、一般に設定されている勘定であり、前年度の残高に、期中に発生した土地造成事業費、人件費や金利等の関連事業費などを加える一方、期中に発生した土地売却原価などを控除して把握するものである。

新都市整備事業会計では、前述の方法に則り経理事務を行っているものであり、当該勘定そのものは、造成中の工事費などを積み上げた額として存在するため、申立人のいう「現物のどの土地の評価にあたるのか」ではない。

したがって、文書を作成していないため、不存在と決定している。

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

本件の争点は、申立人が公開請求をした下記の存否であり、以下検討する。

「ポートアイランド沖（空港島）の 14 年度売却分（9,845,660 千円）の土地売却原価計算書（見積書、試算書など）」

ポートアイランド沖土地造成の全体の原価計算書（見積書など）」

ポートアイランド 2 期の土地造成の全体の原価計算書（見積書など）」

新都市整備事業の 14 年度末の貸借対照表の借方の（略）未成土地（296,985 百万円）の内容のわかるもの」

(2) 本件請求に関する実施機関からの事情聴取について

実施機関によると、新都市整備事業会計では、住宅団地の供給と産業用地の供給を計画的

に実施しており、現在、臨海部ではポートアイランド第2期ほか2団地を、内陸部では西神住宅団地ほか6団地を事業展開している。これらの団地ごとの会計処理については、本件事業が長期にわたる公共事業であるという性質を踏まえ、事業中の単年度収支を把握する際には、土地売却収入については団地ごとの実績額を、土地売却原価については得られた土地売却収入に相当する土地売却原価として、土地売却収入に一定の予定原価率を乗じて土地売却原価を算出している。この予定原価方式は、一般に認められている会計方式である。そして、当該事業の終了段階での全体収支を把握する際には、当該団地に要した土地造成事業費に、団地ごとに配分を必要とする関連事業費、例えば、建設人件費や関連する道路整備や河川改修などを加算することにより、全体の土地売却原価を算出することとしている。

実施機関によると、単年度収支を算出する際の予定原価率は、新都市整備事業会計が長年継続的に、公共施設用の土地造成であれば100/100を採用し、一般の事業用であれば100/104を採用してきており、実施機関の経理担当は継続性の原則により、土地売却原価を算出する際に予定原価率の使い分けを行ってきた。したがって、年度毎に、或いは団地ごとに、どの予定原価率を採用するかといった実施機関内での意思決定は必要とせず、計算結果のみが予算要求書あるいは決算参考書に表れることとなっており、経理担当者は計算作業の段階での計算式を記載するといったことは特に行っていないとしている。

ア．ポートアイランド沖（空港島）14年度売却分（9,845,660千円）の土地売却原価計算書（見積書、試算書など）の存否について

実施機関によると、上記のような会計処理の方法であることから、ポートアイランド沖（空港島）の14年度売却分の土地売却原価は、原価計算書や見積書を作成せずに、土地売却収益に予定原価率を乗じて土地売却原価を算出しているとしている。

14年度売却分は公共施設用として建設しており、100/100の予定原価率を適用している。したがって、担当者が決算書作成の段階で土地売却原価を計算する際に、自動的に100/100を適用して決算額を計算しており、予定原価率を100/100にするといった意思決定を別途行っているものでもないとしている。

イ．ポートアイランド沖土地造成の全体の原価計算書について

実施機関としては、ポートアイランド沖の埋立事業費は、2,780億円、土地売却収入を3,030億円としている。

実施機関によると、埋立事業費2,780億円は平成11～18年度に要する造成事業費及び建設利息等であり、起債計画書では19年度～26年度までの建設利息を加えた事業費を回収するために、土地売却収入が試算され、3,030億円となっているが、事業費を3,030億円と見積もったことはないとしている。なお、当該起債計画書は、申立人の意見書にも添付されており、すでに申立人も取得している書類であるとしている。

ウ．ポートアイランド2期の土地造成の全体の原価計算書について

実施機関によると、ポートアイランド2期の総事業費は5,200億円であるとしている。この総事業費5,200億円は土地造成にかかる経費であり、国直轄事業、国補助事業、新都市整備事業会計及び港湾事業会計で共同して推進している事業費の総和である。そのうち、新都市整備事業会計も用地造成費等を負担するが、5,200億円の一部事業費と関連事業費

の総和が全体の売却原価となるため、事業中である現在において、それらの見積りをした文書は作成していないとしている。

エ．未成土地について

実施機関としては、現在の会計処理においては、土地造成そのものの事業費は団地ごとに区分しているが、関連事業費は団地間にアロケーション等によって配分することを行わず、一括して把握している。関連事業費の配分は、正確さを期すために一団地が完成した時点で、その団地の関連事業費分を算出して行うとしている。

実施機関としては、平成6年度までは決算書作成にあたって、造成団地ごとの決算額を算出するため、道路整備や河川改修など関連事業収入や関連事業費を各団地に配分していた。しかし、未成土地勘定が会計上、固定資産ではなく中間勘定であることから、実施機関としては、以後の決算書中の固定資産明細書から未成土地の内訳を削除し、全市における未成土地を一体的に掌握することとしたため、結果として団地ごとの決算額を算出していないものであるとしている。

なお、実施機関としては、年賦土地売却や関連事業収入は収入伝票で確認できるが、それらの未成土地の内容を総括した文書は作成していないとしている。

(3) 事情聴取の結果について

審査会は、本件事情聴取において、申立人の請求した原価計算書あるいは見積書及び未成土地の内容を示した公文書を保有していないとする実施機関からの説明は十分とはいえないものの、これを覆すに足りる事情も見出しがたいことからすれば、これを是認せざるを得ない。

なお、審査会が予定原価率の算出根拠を求めたことに対して、実施機関は企業会計原則及び地方公営企業法の継続性の原則によるのみで、書面によって算出根拠を示すことができない状況を鑑みると、本件に係る文書管理の方法が適切なものであったとは必ずしも言えない。

したがって、今後、実施機関が本件事業について説明責務を十全に果たせるよう、適格な文書管理に努められたい。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成 16 年 2 月 9 日	-	* 諮問書を受理
平成 16 年 3 月 5 日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 16 年 3 月 23 日	-	* 申立人から意見書を受理
平成 18 年 4 月 9 日	第 168 回審査会	* 審議
平成 16 年 6 月 8 日	第 169 回審査会	* 審議
平成 16 年 9 月 28 日	第 174 回審査会	* 審議
平成 17 年 4 月 5 日	第 178 回審査会	* 審議
平成 17 年 8 月 30 日	第 182 回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取 * 審議
平成 17 年 9 月 12 日	第 183 回審査会	* 申立人から意見を聴取 * 審議
平成 17 年 11 月 21 日	第 187 回審査会	* 審議
平成 18 年 4 月 24 日	第 191 回審査会	* 審議
平成 18 年 5 月 8 日	第 192 回審査会	* 審議
平成 18 年 6 月 27 日	第 194 回審査会	* 審議